

嘱託規程（継続雇用規程）

第1条（目 的）

- 1 この規程は、社会福祉法人養育福祉会の嘱託（継続雇用者）の就業に関することを定めたものである。
- 2 この規定に定めていない事項については、当園就業規則及び同規則に基づく諸規程を準用する。

第2条（再雇用の申出）

- 1 定年後再雇用を希望する者は、定年予定日の6ヶ月前までに園に申出るものとする。
- 2 園は、申請に基づき、再雇用後の職務、勤務時間、賃金等につき本人と協議の上労働契約を結ぶものとする。
- 3 労働契約書の様式は別に定める。

第3条（嘱託の区分）

- 1 嘱託の区分は、本人の希望により次の（1）（2）（3）の3種類とする。
 - （1） 嘱託A フルタイム勤務者
 - （2） 嘱託B パート勤務者
 - （3） 嘱託C パート短時間勤務者

第4条（雇用期間）

嘱託の雇用期間は、1ヶ年とする。ただし、雇用期間を毎年更新することにより満65歳まで雇用する。

第5条（勤務時間）

- 1 勤務時間は、次のとおりとする。
 - （1）嘱託A 当園非勤職員就業規則の定めるところによる。
 - （2）嘱託B 当園パート職員就業規則の定めるところによる。
 - （3）嘱託C ①1日の労働時間を6時間未満とする。
②1ヵ月の労働日数を20日未満とする。
- 2 休憩は12:00～13:00を基本とした1時間とする。

第6条（休 日）

- 1 嘱託の休日は、次のとおりとする。
 - （1）嘱託A 準常勤就業規則による。
（日曜日、国民の祝日、休日、年末、年始休日）
ただし、1年単位の変形労働時間制による場合はその定めによる。
 - （2）嘱託B 当園パート職員就業規則による。
 - （3）嘱託C 本人との個別契約により定める日とする。

第7条（休 暇）

- 1 嘱託Aの年次有給休暇は、定年前より引き続き継続勤務しているものとして算定し、当園準常勤職員就業規則第32条により付与する。
- 2 嘱託Bの年次有給休暇は、パート職員就業規則に基づき付与する。
- 3 嘱託Cは、契約勤務日数により労働基準法に従い、年次有給休暇を比例付与する。ただし、勤務年数は常勤職員として採用された日より通算した年数として休暇日数を算定する。
- 4 当該年度において消化しなかった年次有給休暇日数は、翌年度に限り繰越すことができる。
- 5 育児時間は、準常勤職員就業規則第37条を準用して与える。
- 6 特別休暇は、準常勤職員就業規則第39条を準用して与える。
- 7 業務疾病による休暇は、準常勤職員就業規則第40条を準用して与える。

第8条（退 職）

嘱託が次の各号の一つに該当するときは、自然退職とする。

- (1) 満65歳に達した年の契約終了時
- (2) 退職を申し出たとき
- (3) 死亡したとき

第9条（賃 金）

- 1 再雇用者の賃金支払形態及び項目は、次による。

- (1) 嘱託A 給与支給規定（常勤・準常勤）に基づく
- (2) 嘱託B パート職員就業規則に基づく
- (3) 嘱託C 時間給制

- 2 賃金項目

嘱託の賃金項目は次の通りとする。ただし、基本総額は、定年到達時の賃金総額の10割以下とし、個別に決定する。

- (1) 嘱託A 給与支給規定（常勤・準常勤）に基づく
- (2) 嘱託B パート職員就業規則に基づく
- (3) 嘱託C 基本時給＋通勤手当（通勤手当支給規定に基づく）

第10条（賞 与）

- (1) 嘱託A 給与支給規定（常勤・準常勤）に基づく
- (2) 嘱託B パート職員就業規則に基づく
- (3) 嘱託C 賞与は支給しない

第11条（退職金）

退職手当について、支給額および支給方法等については、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）による。ただし、懲戒解雇による退職の場合、退職手当は支給しない。

- 2 退職金が支給された後、職員の重大な不正や職員の責による園への損害が明らかになった場合、園は退職手当の一部又は全部の返還を求めることがある。

第12条（社会保険の加入）

- 1 嘱託A・Bは、社会保険に加入するものとする。
- 2 嘱託Cは、その他の雇用条件により労働契約において定める。

第13条（雇用保険の加入）

- 1 嘱託Aは、一般の雇用保険に加入するものとする。
- 2 嘱託B・Cは、所定労働時間が30時間以上の者は一般、30時間から20時間の者は短時間労働被保険者として雇用保険に加入する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成20年4月1日から適用する。

この規程の改正は、平成23年4月1日から適用する。

この規程の改正は、平成28年4月1日から適用する。

この規程の改正は、平成29年4月1日から適用する。